居宅サービス計画に医療系サービス等を位置付ける場合の手順及び留意事項について

居宅サービス利用者が医療系サービス等の利用を希望する場合、
①本人又は家族が主治医に相談する
②①が難しい場合、ケアマネジャーが受診時同行して主治医に相談する

例　介護保険更新・区分変更
訪問看護（リハ）利用
訪問薬剤管理指導（居宅療養管理指導）等

↓

原則対面で依頼
（必要時、大和市内医療機関等情報一覧　主治医・ケアマネジャー連絡票を利用してください）

主治医の指示を確認する

↓

①本人又は家族からケアマネジャーへ報告し、ケアマネジャーが関係機関に連絡する
②受診時同行したケアマネジャーが関係機関に連絡する

↓

関係機関から主治医へ連絡し、調整後サービス開始

【連携のための留意事項】

①書類作成等依頼時のみでなく、日頃から主治医とは情報提供、情報共有し連携を深めることが大切です。
②同行受診を含め医療機関へ訪問する時は、事前に訪問日時の調整を行いましょう。
（大和市内医療機関等情報一覧　各医療機関の医師との連絡方法等を参考にしてください）
③関係機関からの問い合わせのため、担当者不在時の体制を整備しておきましょう。
④職種や職場が異なれば、仕事内容や立場も違います。お互いが思いやりをもち、丁寧な対応を心がけましょう。

令和５年６月　大和市医師会　在宅医療・介護連携支援センター　作成